

岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価結果表

平成 31 年 4 月 1 日改正

(平成 31 年 4 月 1 日適用)

①第三者評価機関名

NPO 法人ナルク岐阜福祉調査センター

②施設・事業所情報

名称：岐阜県立幸報苑		種別：障害者支援施設
代表者氏名：曾我 美穂		入所者 50 人
所在地：岐阜県山県市大桑 3606		
TEL：0581-27-3508		メール:kohoen@gifu-fukushi.jp
ホームページ: https://gifu-fukushi.jp		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日: 昭和58年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）: 社会福祉法人 岐阜県福祉事業団		
職員数	常勤職員： 19人	非常勤職員 7人
専門職員	管理者 1人	
	サービス管理責任者 1人	
	生活支援員 15人	生活支援員 7人
	看護職員 1人	
	栄養士 1人	
主な設備	居室、プレイルーム、訓練作業室、医務室、食堂、浴室、洗面所	
施設の種類	室数	備考
居室	13室	3人部屋：2室 4人部屋：11室
食堂	1室	
浴室	1室	一般浴室
相談室	1室	会議室
プレイルーム	1室	
医務静養室	1室	
便所	4ヶ所	生活棟男女各1 作業棟男女各1
洗面所	2ヶ所	生活棟男女各1

③理念・基本方針（※転載）

- 理念 その人らしい生活をサポートします。
- 基本方針
身体障がい者を対象とした障がい福祉施設であること、公の施設であること及び県におけるセーフティーネット機能を有した施設であることを踏まえ、次の施設経営の基本方針に基づき利用者処遇の向上及び施設の維持管理を実施する。
 - ①「ノーマライゼーション」の理念のもとに、利用者の皆様の権利を尊重し、一人ひとりが生きがいを持って生活していただけるよう支援する。
 - ②利用者の「権利擁護」と生活の質の確保と向上に努める。
 - ③地域と交流し連携を深めた地域福祉を積極的に推進し、地域に開かれた障がい者の拠点施設をめざす。
 - ④地域と協調を図り、地域交流の推進、施設ボランティアの受け入れ及び情報提供を行い地域に根ざし、開かれた施設とする。

④施設・事業所の特徴的な取組（※評価機関において記入）

- 沿革・立地・環境
 - ・社会福祉法人岐阜県福祉事業団が受託運営する岐阜県立幸報苑は、昭和58年4月身体障害者支援施設として設立された。現在男女合わせて50人が入所している。
 - ・施設は山県市のほぼ中央に位置し、大桑城跡の麓にある。大桑城跡は、室町時代から戦国にかけて権勢を誇った、美濃国の守護土岐氏の山城として知られている。近隣は里山に囲まれた自然豊かな地域で、近くには高齢者施設や、障害者支援施設が多くあり、連携も図られている。
 - ・建物は鉄筋コンクリート造1階建（2,218.22㎡）で、管理棟を中心に男子フロア、女子フロアの生活棟がある。居室は4人部屋11室、3人部屋2室4人部屋が中心となっている。
 - ・食堂は1室、医務静養室1室、浴槽1室、相談室1室の設備がある。
 - ・利用者は、身体障害者手帳を所持している方が27人（内1・2級の方22人）、療育手帳を所持している方が12人（Aの方6人、Bの方6人）で、施設の開設当時は、比較的軽度な障がいを持った方を対象に入所して就労を行うことを目的とした施設であったが、現在は重度の障がいの方が多く、ほとんどの利用者は車いすを必要とし、また食事、入浴時にも介助を必要とする状況である。
 - ・更に、利用者の高齢化・重度化・虚弱化が進み、一人当たりの支援度が高くなり、支援に対する時間や労力が過重となっている。また、咀嚼や嚥下などの身体機能低下、高齢に伴う疾病等から医療依存度が高くなり、加えて数年に及びコロナウイルス感染防止対策等、環境の激変の中、利用者が安心、安全に苑生活を楽しんでいただくため

の職員の心身への負担が大幅に増加している。施設管理者はじめ職員の方々の日々の
労苦が偲ばれる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年7月31日（契約日）～ 令和5年12月11日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	3回（平成30年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

●個別支援計画策定の仕組みが確立している。

- ・確立されたアセスメント（傾聴・情報収集・分析）手法により適切なアセスメントにより、個別支援計画が作成（支援の実施過程の立案）されている。
- ・年2回の見直しが行われている「サービス実行・モニタリング総括表」では、利用者のニーズを明確にし、ニーズに対応するための長期目標、短期目標、支援内容を定め、利用者の意見や要望を聞きながら、ニーズの充足状況をチェックし、今後の対応の検討、計画の変更の要否とその内容が詳細に記入されている。
- ・利用者のニーズには「美味しい食事が食べたい」「自宅に帰りたい」「健康で暮らしたい」「快適な空間造りでやりがいを感じられるように」「これ以上病気にならず、健康で過ごしたい」等が記述されていた。

●作業活動

- ・日中活動として利用者の障がい特性を踏まえて、縫製、ハンガー組み立てなどの軽作業が午前中の余暇活動の中で行われおり、作業に応じて工賃も支払われている。

●利用者満足の上への取り組み

（食事）

- ・個別支援計画にもとづき食事では利用者の嚥下機能を把握し、普通食のほか、きざみ食・トロミ食などの特別食が提供されている。利用者の食事の席は決められており、職員はそれぞれの食事の配膳を確認してから、利用者を誘導して着席させている（利用者の8割は車椅子で移動している）
- ・毎月実施されている食事の選択メニューでは、例えば、主菜（豚のキムチいため・サバの西京焼き）、パン（ダブルメロン・白いパン）、おにぎり（昆布・鮭）などのいずれかを選択できるようにしている。施設では、利用者全員の氏名を記載した超特大の用紙に、選択したい食べ物のカラー写真を大きく掲載し、利用者がどちらかの食べ物に「○」を付けるようにし、利用者が選択しやすいよう工夫を凝らしている。
- ・パン屋さんからのパンの宅配もある。「シナモンおさつ・メロンパン・ピーナツクリームパン・タルタルフィッシュ」の4種類から、前述と同じように選択できるようにしている。

（数多くの作品展示）

- ・ボランティアの協力を得て、「生け花」「手芸」「絵画」の各教室がある。そこで作成された作品が、廊下に展示され、利用者の目を楽しませている。

- ・塗り絵コンテストが行われ、コンテストは、「利用者の部」と職員、家族も参加する「職員・家族の部」に分けて作品が展示され、優れた作品には「苑長賞」、「ヨーヨー賞」、「ニューフェイス賞」を授与するなど微笑ましい工夫がされていた。

(懇談会)

- ・第三者委員による、毎月木曜日の「なんでも相談」の他、隔月に「給食会議・虐待防止委員会」及び、「利用者との懇談会」を開き、利用者の要望、意見を聴くようにしている。

(車いす)

- ・車いすの利用者のためには、毎週木曜日に車いす点検を実施し、安全を期している。

(施設内販売)

- ・毎月第2・第4土曜日には施設内で地元の食料品店によるお菓子などの注文販売が行われている。
- ・外出してコーヒーなどを飲むことは、利用者の楽しみの一つであるが、コロナ禍で外出ができなくなったことを契機として、苑内事務所前の廊下に自動販売機を2基設置し、利用者の希望に答えている。

◇改善を求められる点

- ・第三者評価結果は良好であり、特に記述すべき大きな問題点はなかったが、車椅子の利用者が多いことから、車椅子からの転倒、すり落ち等の事例がヒヤリハット報告では散見されるので、車椅子の事故には特に留意され、リスク軽減のためのマニュアルの見直しなどが期待される。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審することで改めて業務のふり返しをすることが出来ました。また第三者からの評価やご意見を聞くことで、自分たちでは気がつけなかった改善点や新たな視点での取り組みもあり、今後の施設の運営や支援に活かして行きたいと思っております。

特に利用者のリスク管理において、車椅子からの転倒やすり落ちは原因が分かっているものもありますので、それを防ぐための方策をさらに検討しリスクの軽減を図っていきたく思います。

また、コロナ禍で滞っていた行事や活動の再開、地域との交流等についても進めていき利用者サービスの向上に努めていきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。